



# 山形県公報

平成16年6月7日(月)

号 外(40)

## 目 次

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限..... (内水面漁場管理委員会) ... 1

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成16年6月7日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

#### 1 指示の内容

##### (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定められた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。)においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

##### (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

#### 2 指示の期間 平成16年6月7日から平成17年3月31日まで

平成16年6月7日印刷  
平成16年6月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056